平成２１年（フ）第８００号
茨城県東茨城郡茨城町桜の郷231―６医療法人緑生会桜の郷祐寿苑、住民票上の住所水戸市若宮１丁目７番11棟103号県営若宮第２アパート
債務者　小原　韶夫
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第８０２号
水戸市松が丘１丁目４番54号
債務者　江橋　仁美（旧姓澤口・窪田）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第８０７号
水戸市見和３丁目1360番地の10
債務者　根本　明美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第８０９号
水戸市千波町230番地の２　南庭ハイツ202号
債務者　フォーナタロ節子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３１４号
茨城県土浦市港町２丁目２番19―103号
債務者　石田　和明
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３１７号
茨城県石岡市下林2077―５　白田住宅、住民票上の住所茨城県石岡市片岡419番地
債務者　羽成　文子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３３２号
茨城県つくば市高見原５丁目３―６　泉コーポ103号、住民票上の住所岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第１地割２番地868
債務者　梅野　優子（旧姓赤坂）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３５２号
茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷2057番地９サザンクロス・阿見105号室、旧住所茨城県稲敷郡阿見町岡崎２丁目17番地16　フローラル岡崎103号
債務者　兵藤　　豊
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３５６号
茨城県つくばみらい市板橋2836番地26
債務者　星野　智之
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３５７号
茨城県稲敷郡阿見町大字曙434番地１　県営阿見アパート５―３―４
債務者　石井　和子（旧姓宇津木）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３６４号
茨城県石岡市鹿の子２丁目７番14号　コーポ鹿の子Ｂ―102
債務者　カルデラ由紀（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３号
茨城県石岡市北府中２丁目11番15号
債務者　矢口　景子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２１号
千葉県夷隅郡大多喜町湯倉119番地
債務者　唐鎌　雄真
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
千葉県長生郡一宮町東浪見5446番地　レリーフ一宮209号
債務者　築舘　秀昭（旧姓岡澤）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
千葉県夷隅郡御宿町久保374番地１
債務者　村上　好美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
千葉県君津市南子安５丁目13番17号　３Ｆ
債務者　細谷　義人
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第２００号
千葉県木更津市久津間1881番地
債務者　和田　澄代
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第８４号
山梨県都留市つる５丁目３番５号　コーポ1001―202号
債務者　長坂美代子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係